

三重県母子・父子福祉センター指定管理者募集要項

三重県母子・父子福祉センター(以下「センター」という。)の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び三重県母子・父子福祉センター条例(昭和39年三重県条例第26号)、以下「センター条例」という。)第3条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者募集の目的

(1) 指定管理者制度活用 の目的

県では、センターの管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、もって母子家庭及び父子家庭(以下「ひとり親家庭」という。)へのサービス向上及び経費の削減を図るとともに、県がめざす姿(※)の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

※県は、令和7年3月に策定した「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」の基本理念に則り、全てのひとり親家庭等の生活の安定を図り安心して子育てができる環境を整えることで、子どもの権利利益が守られ、ひとり親家庭の子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる三重をめざします。

(2) 施設の設置目的(役割)

センターは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する施設として、ひとり親家庭に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行うなどひとり親家庭の福祉を総合的に増進することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性(運営方針)

社会経済情勢の先行きには不透明感がある中で、ひとり親家庭の就業と子育てを取り巻く環境は物価高騰の影響により厳しさを増しており、ひとり親家庭の生活の安定、自立を促進する上で、就業支援、相談支援、生活支援等を総合的に行う必要があります、その中心的役割を果たすものとし

ます。

2 施設の概要

(1) 名称 三重県母子・父子福祉センター

(2) 所在地 津市桜橋二丁目131番地 三重県社会福祉会館内

(3) 施設の構造・規模等

管理延床面積 175.64 m²

構造 鉄筋コンクリート造

3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げるセンターの利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、センターを適正に管理するものとします。

(1) 休館日

センターの休館日は日曜日(第1、第3日曜を除く。)、土曜日及び祝日及び12月29日から1月3日までとする。

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、県の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができます。

(2) 開館時間

センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとします。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、県の承認を受けて、これを変更することができます。

(3) 利用者等に対する指示

指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができます。

(4) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項及び第67条の規定を遵守し、個

人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。

(5) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(6) 利用料金

相談事業等基本的にセンターの利用に関しての利用料金は、無料とします。資格講習講座など資料等が必要な場合は、実費相当額とします。

(7) 県施策への協力

県では、少子化対策の推進、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、花とみどりの活用、障がいと理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、市町消防団への協力、自然災害防災対応、地域安全対策等の施策や、「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」、「ありのままでみえっこプラン」、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」等に基づく取組を進めており、これらの施策等について十分理解していただくとともに、県に協力し寄与してください。

(8) 関係法令等の遵守

指定管理者が、センターの管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67条）
- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）
- ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- エ 三重県母子・父子福祉センター条例
- オ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- カ 強じんな美し国ビジョンみえ、みえ元気プラン
- キ その他センターを管理運営するための労働法等業務に関連する全ての法令等

(9) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。）を受けたときは、次の対応を行ってください。

- ア 断固として不当介入を拒否すること
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする
- ウ 県に報告すること
- エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと

(10) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、利用者等へ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達を行い、退避させたのち、後発地震発生に備え、1週間を基本として、県民の施設利用を抑制する休業措置をとってください。（業務の縮小や代替手段の設定を検討し、後発地震に速やかに対応できる体制の確保を行ってください。）そのほか、緊急点検など三重県地域防災計画に定める対応を実施してください。

4 指定管理者が行う業務の範囲

センター条例第4条で規定する指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供すべきサービスの水準を確保するために定める「要求水準」は下記（1）のとおりとし、業務の質の向上を図るために定める「成果目標」は下記（2）のとおりとします。申請にあたっては、業務区分ごとにこれらを満たすことのできる具体的な仕様を検討し、提案してください。

また、令和7年3月に策定した「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」の趣旨や考え方をふまえてください。

(1) 業務の内容及び要求水準

ア ひとり親家庭就業・自立支援センター等に関する業務

- ① ひとり親家庭の生活全般にわたる問題について、相談に応ずること。
 - ・児童をひとりで養育していることから発生する、生活面での相談、法律面での相談など専門的な相談にも対応できる体制としてください。
 - ・関係機関と連携するなど切れ目のない支援が行えるよう相談体制を整えてください。
 - ・ひとり親家庭等相談用チャットボットの運用を行い、定期的にチューニングを行ってください。
- ② ひとり親家庭に対し、就労を指導し、又は技能を習得させること。
 - ・就業率向上につながるよう支援を行ってください。
 - ・より安定した生活の実現に向けて資格取得のための支援を行ってください。
- ③ ひとり親家庭に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援すること。
 - ・就業相談は第1、第3日曜日にも実施してください。
 - ・ひとり親家庭の事情に合った就業を進めるため、より充実した求人情報を収集してください。
- ④ センター利用者の利便性を向上させるための支援を行うこと。
 - ・センターを利用しやすいよう、利用者の子どもに対して必要な保育を実施するなどの支援を行ってください。

イ ひとり親家庭情報交換会に関する業務

- ⑤ ひとり親家庭の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催すること。
 - ・定期的に講習会や講演会、親同士の交流の場を開催してください
 - ・ひとり親家庭の支援を行うNPO団体などを含む交流の場も設けてください。

ウ 母子・父子自立支援員研修業務

- ⑥ 母子・父子自立支援員の資質を高めるための研修会を開催すること。
 - ・定期的に時勢を反映した内容の研修会を開催してください。

エ ア～ウに掲げるもののほか、1(2)に規定する目的を達成するために必要な事業

- (例) SNSの活用による利用者増加のための取組
- ・具体的な事業計画を提案してください。

オ 衛生管理業務

- ・感染症の発生状況について情報収集し、予防に努めてください。
- ・感染症の発生や疑いがある場合は、県、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぎます。
- ・感染症等の発生時の対応については、県や保健所との連携のもと、あらかじめ対応方針を決めてください。

カ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

- ・センターの維持管理については、法令等の定めるところにより、適切かつ効果的、効率的な施設管理を実施してください。
- なお、センターの光熱水費等及び施設管理費については、県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）に含まれています。センターの光熱水費等（施設管理を外部委託する場合の委託料を含む）は、県に代わり支払をしてください。

(2) 指定期間を通じて達成すべき成果目標

ア ひとり親家庭情報交換会開催回数

毎年度 5回 【令和6年度実績5回】

イ 就業支援のための求人票件数

令和8年度	190件
令和9年度	210件
令和10年度	230件
令和11年度	250件

- 令和12年度 270件 【令和6年度実績141件】
- ウ 相談（就業・生活等）件数
毎年度 340件【令和6年度実績129件】
- エ 就業支援講習会参加者数
毎年度 100人【令和6年度実績76人】
- オ 母子・父子自立支援員研修回数
毎年度 3回 【令和6年度実績3回】

5 指定管理者の指定の予定期間

- (1) 指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。
- (2) この指定の期間は、県議会での議決により確定することとなりますので、ご注意ください。

6 管理に要する経費等

- (1) 指定管理に係る指定管理料

県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。

なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。

指定管理料の額 96,150千円以内（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）各年度における指定管理料概算額

令和8年度	19,230千円
令和9年度	19,230千円
令和10年度	19,230千円
令和11年度	19,230千円
令和12年度	19,230千円

- (2) その他

- ア 指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定にて定めます。
- イ センターの管理に関する会計は、独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

7 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ、上記「1（2）施設の設置目的」をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者となります。なお、個人での応募は受け付けません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 県の入札参加資格（指名）停止の期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 県が賦課徴収する全ての税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等を含む。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及

- びその開始決定がされている法人等
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (7) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
- イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
- ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
- エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
- オ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。
- (8) 役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
- (9) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当していないこと。
- (10) 県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。
ただし、県議会の議員以外の者について、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。

8 指定の申請の手続き

申請に関して必要となる経費は、全て申請者の負担とします。また、提出された書類は、正本1部を県が保持することとし、副本10部は、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定後、申請者との協議により、返却又は廃棄します。

- (1) 募集要項並びに仕様書の配布等
- 募集要項並びに仕様書等（以下「募集要項等」といいます。）は次のとおり閲覧及び配布します。
- ア 閲覧及び配布期間
本募集要項公開時から令和7年9月16日（火）までの午前9時から午後5時までとします。（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）
- イ 閲覧及び配布場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課家庭福祉班
電話 059-224-2271
FAX 059-224-2270
電子メール kodomok@pref.mie.lg.jp
- ウ 配布方法
配布期間内に直接受け取ること。なお、郵送を希望する場合には、あて先を明記し390円分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、上記配布場所へ請求すること。

また、募集要項等については、県ホームページからもダウンロードすることができます。

アドレス (<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m03630000010011.htm>)

(2) 現地説明会の開催

現地説明会は開催しません。

(3) 質問事項の受付及び回答

この募集要項の内容等に関する質問がある場合には、様式8により提出してください。

ア 質問の提出

(ア) 受付期間

本募集要項公開時から令和7年9月2日(火)までの午前9時から午後5時までとします。(郵送の場合2日必着。)

(イ) 受付場所

8(1)イ 閲覧及び配布場所と同じです。

(ウ) 受付方法

質問は持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出するものとし、口頭による質問は一切受け付けません。郵送、ファクシミリ又は電子メール送信後に電話で家庭福祉・施設整備課に到達の確認を行ってください。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法

ファクシミリ又は電子メールにて、質問者に回答します。なお、当該回答については、令和7年9月5日(金)までに県ホームページで公表します。

(4) 申請書類の受付

ア 受付期間

令和7年9月8日(月)から令和7年9月16日(火)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時と土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

イ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合もあります。

(ア) 指定申請書(様式1)

(イ) 事業計画書(様式2)、収支計画書(様式3)及び年度別収支計画書(様式4)。なお、様式2～4については、補足資料を加えることも可とします。

(ウ) 事業計画書の要旨(様式5)

県では、申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準とコスト等の内容について、県民にわかりやすく示すこととしていますので、上記(イ)の事業計画書の要旨をA4用紙1～2枚程度にまとめたものを作成してください。

(エ) 上記「7 申請資格」に掲げる全ての要件を満たす旨の宣誓書(様式6)

なお、上記7(7)に記載の申請資格に関し、場合によっては役員等に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求める場合があります。

(オ) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

(カ) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本(申請日前3ヶ月以内に取得したもの)

(キ) 法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(申請日前3ヶ月以内に取得したもの)

(ク) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(ケ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(コ) 役員等の名簿(氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう)及び履歴を記載した書類

(サ) 法人等の概要がわかる書類(様式7)

(シ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(税務

- 署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
- (ス) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

ウ 提出書類の扱い

県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるものとします。また、提出された書類は、三重県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予め、ご承知おきください。

オ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。但し、郵送の場合は書留郵便により提出期限の9月16日(火)午後5時必着とします。

カ 提出先

8(1)イ 閲覧及び配布場所と同じです。

キ 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。

なお、事業計画書の要旨については、県ホームページに掲載できるようPDFファイル様式で提出してください。

9 指定管理者の選定

(1) 申請資格の審査

指定申請書等の受付後、事務局が応募者の参加資格要件を満たしているかの審査を行います。

(2) 申請者名等の公表

上記(1)に掲げる申請資格の審査を通過したものについては、審査過程の透明性を確保するため、申請者の名称及び上記「8(4)イ 提出書類」で提出のあった事業計画書の要旨を県ホームページなどで公表します。

(3) 選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等による三重県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会を設置し、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記(4)の選定基準等に基づいて総合的な審査を行い、最適と認められる法人等を指定管理候補者として選定します。

(4) 選定基準等

申請者から提出された事業計画書等については、別紙の審査基準及び配点表に基づき、審査を行います。

(5) 審査の方法

指定管理候補者の審査選定については、次の2段階審査により行います。

ア 第1次審査(書面審査)

上記(1)の申請資格の審査を通過した申請者及び下記(6)の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の書面審査を行い、第2次審査の対象として3団体程度を選定します。但し、申請者が3団体以内の場合は、第1次審査は行いません。

(ア) 開催日時

令和7年9月下旬～10月初旬(予定)

(イ) 開催場所

津市内を予定

※開催日・開催場所については、決まり次第ご連絡します。

(ウ) 審査結果の通知

第1次審査の審査結果は、審査終了後速やかに、書面で通知します。

イ 第2次審査(ヒアリング審査)

第1次審査を通過した申請者を対象に、選定委員会によるヒアリング審査を行います。

なおヒアリング審査は、1団体あたり、約30分程度を予定しており、その詳細については、別途通知いたします。

(ア) 開催日時

令和7年10月（予定）

(イ) 開催場所

津市内を予定

※開催日・開催場所については、決まり次第ご連絡します。

(6) 失格事項

次の要件に該当した場合は、その申請者を選定審査の対象から除外します。

ア 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

ウ 提出書類の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合

エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合

オ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合

カ その他不正行為があった場合

(7) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、第2次審査の対象となった申請者全員に書面で通知します。

（令和7年11月頃予定）

(8) 選定結果の公表

指定管理候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、申請者ごとの審査結果（評価点数を含む。）、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。

また、指定管理者の指定の議決にあたり、県議会には、申請者ごとの主な提案内容及び評価点数並びに選定委員会の講評等を報告しますので、予め、ご承知おきください。

10 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

ただし、指定申請以降に、「7 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「9（6）失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

11 指定管理者との協定の締結

県は、県議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

なお、協定を締結しようとする事項の具体的な内容については、別添「三重県母子・父子福祉センターの管理に関する協定書（案）」をご参照ください。

12 管理状況の把握と評価・監査等

(1) 利用者の声の把握

センターの利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告していただきます。

なお、原則として、毎月の利用者数等については毎月、アンケート結果や苦情内容及びその対応状況等については四半期毎に、まとめた業務報告書をその翌月15日までに県に提出してください。

(2) 業務の評価

県は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、原則として、センター条例第9条の規定による事業報告書、上記（1）にかかる月次・四半期の業務報告書等の提出を受けて、下記のセンター管理運営業務に関する評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、成果目標として掲げた指標についての自己評価を含めてください。

ア 定期評価

県は、業務報告書や事業報告書等に記載された内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が別途、締結する協定書に示す管理の基準等を満たしているかについての確認を行います。

イ 随時評価

県は、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、センターの維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又はセンター内において維持管理の状況の確認を行うことがあります。

(3) 監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項に基づき、指定管理者が行うセンターの管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

(4) 財務状況の確認

毎事業年度、団体の決算確定後、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を提出してください。

(5) 事業計画等の提出

翌年度以降の詳細な事業計画については、年度ごとに前年度の9月20日までに県の担当課まで提出してください。

(6) 事業報告書の提出

事業終了後または指定を取り消された日から15日以内に事業報告書(管理の業務の実施状況及び利用状況、収支の実績、施設の管理に関する収支状況等)を提出してください。

また、県が必要と認めたときは、臨時に報告を求めることがあります。なお、報告内容については、協議のうえ決定します。

1.3 県と指定管理者との責任の分担

県と指定管理者との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。なお、施設の管理を行うにあたり支障を生じさせるおそれのある事項については、別添「リスク分担表」に定めるとおりとします。

ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

項目	指定管理者	県
施設・設備の維持管理	○	
施設の修繕	○	○
安全衛生管理	○	
事故・火災等による施設・備品の損傷	○ ⁽¹⁾	○
施設利用者の被災に対する責任	○ ⁽²⁾	○
施設の火災共済保険加入		○
包括的な管理責任		○

(1) 指定管理者の責めに帰すべき場合は指定管理者の責任となります。

(2) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、被害が最小限となるように迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めま

1.4 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 県への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場

合には、県は、地方自治法第244条の2第10項及びセンター条例第10条の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 県に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

15 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして県との協定の締結に応じないとき

イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わすことはできません。ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、県の承認を得たうえで、専門の事業者へ委託することができます。

(3) 施設等の引継ぎ

センターの管理運営業務の引継ぎについては、協定締結後、随時行います。

(4) 利用許可等の引継ぎ

現管理者が令和8年3月31日以前に受付、利用の許可を行った指定期間以後の予約については、指定管理者に引き継ぐものとし、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

16 問合せ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課家庭福祉班

電話 059-224-2271

FAX 059-224-2270

メールアドレス kodomok@pref.mie.lg.jp

17 添付資料

(様式1) 三重県母子・父子福祉センター指定管理者指定申請書

(様式2) 三重県母子・父子福祉センター事業計画書

(様式3) 収支計画書

(様式4) 年度別収支計画書

(様式5) 三重県母子・父子福祉センター事業計画書の要旨

(様式6) 宣誓書

(様式7) 法人等の概要

(様式8) 質問票

別添 「リスク分担表」

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
法令等の変更	管理施設についての設置基準の変更など、法改正に伴い管理物件の整備が必要となった場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者賠償（※）	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な管理運営による騒音・振動等の苦情）		○
	上記以外の場合	○	
施設利用者への損害（※）	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合	○	○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減があった場合		○
不可抗力	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、施設利用者への損害及び施設・設備の損壊等があった場合	○	○
資金調達	県の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	上記以外の場合		○
施設競合	競合施設による利用者の減少、収入の減少があった場合		○
需要変動	当初の需要見込と実施結果との差異によるもの		○
税制度の変更	税制度の変更があった場合	○	○
管理施設の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕に係る費用が1件当たり10万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）		○
	上記以外の場合	○	
備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修理等に係る費用が1件当たり10万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）		○
	上記以外の場合	○	
債務不履行	県における協定内容の不履行があった場合	○	
	指定管理者の業務及び協定内容の不履行があった場合		○
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩した場合		○
管理施設の利用不能等による収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が利用不能となった場合		○
	上記以外の場合	○	
指定期間満了時等の費用	指定の期間が終了した場合、又は指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する費用		○
（※）指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先とし、保険金額を超える部分については、県及び指定管理者で協議して決定するものとする。			